

機船船びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船 舶 の 総トン数	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かたくちいわし（しらす）1 艘 びき機船船 びき網漁業	別記	7 月 1 日から 11 月 30 日まで	定め なし	5 トン 未満	22	以下の要件の全てを満たす者 (1) 操業区域に係る第二種共同 漁業権の組合員行使権を有す る者、又は関係地区以外の者で あって当該漁業権の免許を受 けた漁業協同組合（支所）の書 面による同意を得た者 (2) 平成 18 年から平成 22 年（震 災前過去 5 年）に貝桁漁業の許 可を受け、当該漁業を営んでい た者 (3) 当該漁業権の免許を受けた 漁業協同組合と共同して当該 漁業を営もうとする者

（別記）

第二種共同漁業権共第 255 号及び共第 256 号のうち、次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 緯度 38° 09. 76′ 経度 140° 57. 33′

イ 緯度 38° 08. 44′ 経度 141° 02. 71′

ウ 緯度 38° 02. 61′ 経度 141° 01. 09′

エ 緯度 37° 53. 79′ 経度 140° 58. 59′

オ 緯度 37° 53. 79′ 経度 140° 55. 84′

（上記緯度経度は「世界測地系」による数値）

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 5 月 21 日から令和 7 年 6 月 13 日まで